

令和4年6月28日

**懲戒処分等の公表について**

令和4年6月28日付けで職員の懲戒処分等を行いましたので、人吉市職員の懲戒処分等の基準等に関する規程第10条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

**1 処分を受けた者の所属・職級・年齢及び処分等の種類**

## (1) 当該職員

- ・ 経済部 課長補佐 (49歳) 戒告
- ・ 経済部 主幹 (46歳) 戒告

## (2) 管理責任者等

- ・ 経済部 部長級職員 (58歳) 訓告
- ・ 経済部 次長級職員 (56歳) 訓告
- ・ 復興政策部 課長級職員 (当時：所管課長) (50歳) 訓告
- ・ 教育部 再任用職員 (当時：所管部長) (62歳) 訓告

**2 処分等の時期**

令和4年6月28日

**3 処分等の事由**

## (1) 経緯

本件は、令和3年度マイナポイント事業において、補助金の対象となる事業を実施しているが、その前年度における補助金申請業務に一部適正さを欠いたことから、補助金414千円を受けることができなくなったものである。

令和3年度同事業補助金を申請するため、手続きを進め、申請書を電子メールで提出する際に、熊本県の担当部署ではなく、誤って市他部署（同事業の通知等受け元）へ送信し、申請されていないことに気づかなかったものである。

事業実施年度である令和3年度においても、申請がなされていないことに気づかないまま事業が完了し、補助金の実績報告準備を進める中で発覚したものである。

## (2) 原因

- ・ 申請書を電子メールで提出する際に、送信先メールアドレスの確認が十分ではなかった。
- ・ 令和3年度の事業実施に際して、補助金申請の確認が適切に行われていなかった。
- ・ 担当する職員が業務を行う中で、事業の進捗の確認、指導・支援が適切ではなかった。

**4 職員の処分**

地方公務員法第29条第1項第2号の規定により、懲戒処分等を行ったもの。

**5 市長コメント**

この度は、市職員の事務の適正さを欠いたことにより、市に対し、財政的負担が生じたことにつ

---

きまして、市民の皆さまの市政への信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、組織的なチェック体制の整備を図り、再発の防止と市政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

□問い合わせ先

総務部 総務課 担当：森下、西（内線3210）

TEL（代表） 0966-22-2111